

令和元年度東川町合併処理浄化槽維持管理経費事業補助金

東川町補助

◆浄化槽法第11条検査費用に対する補助

浄化槽法第11条検査費用（8,000円）を補助します。

補助

・受検率向上（組合費中の金額補助）

※この補助金は、受検率向上及び補助金申請に係る事務の簡素化を目的として、検査手数料を管理組合が浄化槽協会に一括支払いする制度です

対象

(1) 11条検査を受検した東川町浄化槽保守管理組合員

※H20年度以前から組合員の方はH20年度組合費を納入された方

(2) 町の指定する保守点検業者に管理を委託し、適正な維持管理を行っているもの

[組合員要件]

①東川町合併処理浄化槽設置整備補助金を受けて設置した合併処理浄化槽

②①の合併処理浄化槽管理者及び使用者で東川町に住民票のある者

※適正な保守管理を行わない場合、検査結果が「不適正」となった場合は対象外

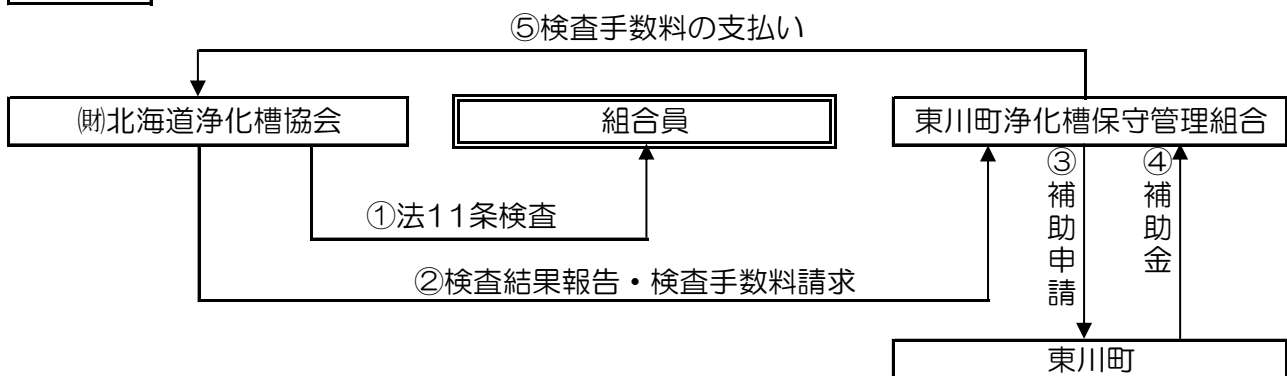
※検査を受けなかった場合、指導、勧告、措置（30万円以下の過料）の処分となる。

申請

・申請の必要はありません

※11条検査受検後に、浄化槽協会から結果報告及び請求に基づいて管理組合から対象となる組合員分の検査手数料を一括支払いします

流れ



★組合員は法11条検査を受検するだけです

①組合員は、浄化槽協会の法11条検査を受検します

②浄化槽協会は、管理組合に対し受検結果の報告及び検査手数料の請求を行います

③管理組合は、受検結果を確認し東川町へ補助申請をします

④東川町は、補助申請を審査し管理組合に対し補助金を交付します

⑤管理組合は、組合員に代わって浄化槽協会へ検査手数料を支払います

※浄化槽協会＝財北海道浄化槽協会 管理組合＝東川町浄化槽保守管理組合